

「ちがさき都市マスタープラン（改定素案）」についての パブリックコメント実施結果

ーご協力ありがとうございました。ー

1 募集期間 平成31年2月27日（水）～ 平成31年3月28日（木）

2 意見の件数 59件

3 意見提出者数 10人

4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	人	人	2人	1人	1人	3人	3人	人

5 内容別の意見件数

※	項 目	件 数	※	項 目	件 数
1	改定素案全般に関する意見	2件	7	推進方策に関する意見	2件
2	都市マスタープランの役割 や位置づけに関する意見	3件	8	参考資料に関する意見	2件
3	現状と課題に関する意見	8件	9	文章表現、体裁に関する意見	8件
4	将来都市像、基本理念や目標 、将来都市構造に関する意見	3件	10	パブリックコメントの制度、 手続きに関する意見	4件
5	分野別の取組方針に関する 意見	13件	11	その他の意見	4件
6	地域別構想に関する意見	10件	合 計		59件

※「ちがさき都市マスタープラン（改定素案）」の項目番号

 = 一部修正を加えた項目

茅ヶ崎市 都市部 都市政策課 都市政策担当
0467-82-1111（内線 2342）
e-mail:toshiseisaku@city.chigasaki.kanagawa.jp

(意見及び市の考え方)

■改定素案全般に関する意見（２件）

(意見１)

・本日「ちがさき都市マスタープラン」に関する説明会に出席させて頂きましたが、マスタープランを推進できる根拠となる茅ヶ崎市の財政の見通しの説明が無く、実現可否が分かりませんでした。総合計画の見通しを今年度、来年度に行うとのことでしたので、この見通しの中で財政の中長期の見通しを立てるのだと思いますが、そもそも、どの分野にどの程度予算を投入できるか明確にしてからプランを作成しないと、財政を圧迫する中長期プランになりかねないのではないのでしょうか。

・人口が減少し、財政状況が悪化するという前提で様々な検討をされていると思います。このため、多少は設備が古かったり、不便さなどは市民はがまんしないといけなと思います。道路の新設や設備の新設はそれにより、市の魅力が向上し、若い住人の増加や税収が増えるような企業の増加が見込まれるもののみ実施するということにすべきではないのでしょうか。設備を新設すると、維持するのにお金がかかりますし。現在あるインフラ（上・下水道、ごみ処理場など）の維持費は今後数十年は問題ないのでしょうか？問題があるのであれば、設備や道路の新設をする余裕など無いと思います。この点も、今回の説明会では分かりませんでした。

(意見２)

・P 3 9 に「厳しさを増す財政状況」の項に「生産者人口の減少により税収減少等により、・・・社会保障関連経費の増加、投資的経費に当てられる財源が限られている」、P 4 4 の「財政状況の悪化」等々の記述がある。このことは都市づくりで非常に重要な現実的な課題であり、その対応策として抜本的な都市基盤・事業の創出に向けた記述が無いのは不安である。例えば、P 2 3 に記述のある「近隣市に比べて人口対観光客比が低く、観光客の誘引力が相対的に弱い」ことに決めつけず、今後の交通網がP 3 8 に記述があるように「さがみ縦貫道路の全面開通」及びリニア開通等を機会に、P 5 8 に記述のある「訪れたいくなる環境づくり」等の観光事業の重点化を示唆するレベルの記述がマスタープランに欲しい。また、関連して、P 3 3 に記述のある「JR 相模線」の複線化も重要と思料する。

・P 2 4 「事業所数」に関して、H 2 8 / 6 / 1 現在、茅ヶ崎市の産業分類事業所数は全産業が6, 4 4 6 事業所、1 次産業(農林漁業)は1 3 事業所、2 次産業(建設業・製造業)は9 1 5 事業所、3 次産業(その他)が5, 5 1 8 事業所数で8 5. 6 % である。

[参考]茅ヶ崎市ホームページ、茅ヶ崎市のあらし、事業所と企業

全国都道府県の第3次産業事業所数構成比（対事業所数、%）は、1 位 沖縄県8 8. 2 5 %、2 位 東京都8 6. 0 8 %、3 位 福岡県8 5. 0 7 %・・・1 0 位 神奈川県8 3. 6 1 %であり、茅ヶ崎市は東京都のレベルである。

(市の考え)

今回改定を行っている「都市マスタープラン（以下「本プラン」と言う。）」は、20年後を見据えたうえで、10年間の都市づくりの方針を示すものであり、今回の改定では、「茅ヶ崎の価値・魅力を高める」ことをポイントの一つとしております。

ご意見をいただきました「訪れたくなる環境づくり」等につきましては、本プランにおける都市づくりの目標の一つである、「地域や経済の活力が「茅ヶ崎」の魅力を育む都市づくり」において、包含されるものと考えております。

なお、計画どおりに事業を推進できるかは、財政状況に依存する部分が非常に大きいという点をご指摘のとおりです。今後、本プランや分野ごとの個別の計画の推進については、これらの計画の内容を踏まえつつも、総合計画実施計画で直近の財政状況を踏まえた事業の選択と集中を行い、限られた予算の中での効率的、効果的な都市づくりを行ってまいります。

■都市マスタープランの役割や位置づけに関する意見（3件）

(意見3)

- ・「都市マスタープランとは（P3）」とありますが、もっとタイトル（標題（名）・題名）からもっと市民に分かりやすくする必要があると思う。たとえば「ちがさき市の未来像」とか「茅ヶ崎の将来像」とか、「ちがさき都市計画の将来像」とか
- ・またマスタープランの役割が抽象的で具体性がない。たとえば「都市での見直しの総合計画…都市計…での指針・協働による…指針」
- ・また、それぞれが適切な役割分担とありますが、その基礎（ベース）（基準）は自治基本条例にのっとり「市民の声をもとに」とか「市民参加を含めて」とか加筆する必要はないのか。仮に条例がなくとも、市民の声を基本とするのが当然と思う。「茅ヶ崎のあるべき将来像」とか。

(市の考え方)

平成4年の都市計画法の改正により「市町村の都市計画に関する基本的な方針」いわゆる都市マスタープランを定める制度が創設され、本市では平成9年に都市づくりの計画として、「ちがさき都市マスタープラン」を策定しました。継続的に改定を行っていることから、「マスタープラン」を引き続き用いています。本プランでは市民の皆様へ目指す将来像が伝わりやすくなるように、本プラン表紙に「多世代が共生している住みたい、住み続けたいまち」～みんなで育む やすらぎとにぎわいのある快適環境都市～の副題を示す予定です。

(意見4)

「ちがさき都市マスタープラン」は「茅・総計」等や個別計画（多種ある）の中間にあり、また中間には「市環境基本計画」にあり、それぞれに整合性や一体とした計画になっているのでしょうか。指針とありますが、無駄にならないのでしょうか。

(市の考え方)

本プランは、「茅ヶ崎市総合計画」や「茅ヶ崎市環境基本計画」と整合を図っています。また、都市づくりに関する分野ごとの個別の計画とも整合を図り、都市づくりの大きな方針を示すこととしています。

(意見5)

P5「H26 一部見直し」社会環境の変化にどのように対応しているかが読めない。

(市の考え方)

「ちがさき都市マスタープラン」の平成26年一部見直しでは、東日本大震災や「都市の低炭素化の促進に関する法律」の施行等に伴い、防災と低炭素まちづくりの視点を強化し、方針を位置づけました。本文に一部見直しの内容が分かるように追記します。

◆修正部分の対照表

修 正 後	修 正 前
(5 ページ) これらの将来展望に対応するため、平成20年（2008年）に改定し、平成26年（2014年）では東日本大震災や「都市の低炭素化の促進に関する法律」の施行等に伴い、防災と低炭素まちづくりの視点を強化し、「ちがさき都市マスタープラン」の一部見直しを行いました。これらの考え方を基本としつつ、本計画では、新たに茅ヶ崎の価値・魅力（茅ヶ崎らしさ）を高める都市づくりを整理し、今後の都市づくりの方向性を示しました。	(5 ページ) これらの将来展望に対応するために、平成20年（2008年）に改定、平成26年（2014年）に一部見直しを行った「ちがさき都市マスタープラン」の考え方を基本としつつ、本計画では、新たに茅ヶ崎の価値・魅力（茅ヶ崎らしさ）を高める都市づくりを明確にし、今後の都市づくりの方向性を示しました。

■現状と課題に関する意見（８件）

（意見６）

P 1 0 「建築物の高さ規制区域の拡大」H 2 2-1 2-2 0 発行の「茅ヶ崎市建築基準条例」では津波に対しての避難施設の考慮が入っていないように思料するが、建築物の高さに関しての記述が無いと共に、現実の避難施設は、低層・中高層住宅区域内で4 m の制限がある区域もある。また、P 3 4 に「最大クラスの津波からいのちを守るための予防対策」の記述がある。東北地方太平洋沖地震で、三陸海岸で1 0～1 5 m前後、仙台湾岸の高いところで8～9 m、陸前高田市、南三陸町、宮古市などでは建物の4、5階まで浸水したとの報告があるが、1 3 4号線は海拔8 m強で、内陸の多く地域が海拔4～5 mであり、避難施設の高さが対応できていると云えるのでしょうか。

（市の考え方）

建築物の高さ規制や津波対策としての避難施設の高さについては、P 7 7 「5-6-3 都市防災の方針」における「(1)災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり」の「災害に備えた機能の整備」にて、防災上の空間の確保や機能の拡充に努めることを記載していますが、具体的な内容については個別計画にて検討し定めていくものとしています。

また、海に面した地域がすべて東日本大震災のような巨大津波の危険性にさらされているわけではありません。津波による被害や影響は、津波が到達する地形の形状や海底の形状、土地の標高等の条件によって異なります。引き続き、神奈川県被害想定や国の考え方を踏まえ、茅ヶ崎市に想定される津波に備えた都市づくりを進めていきます。

（意見７）

【P 1 1 人口概況】

「現状認識」を表記することが目的であることから、経年変化の前に総論として、最初に現在の人口と県内順位を記載すべき。その後の「世帯数」、「産業」も同様。

（市の考え方）

「第2章 2. 茅ヶ崎市の現状」では、グラフ等の図により現状値を把握していただき、特徴的な変化のみを文章として記載しています。

（意見８）

P 1 5 「将来人口の見込み」において、平成2 4年推計時との相違点は以下のように報告されている。この社会環境の変化・対応に関しての記述が必要ではないか？

- ・人口ピークとなる平成3 2年の人口規模が約2 3. 9万人から約2 4. 1万人へ上方修正
- ・0～1 4歳人口（年少人口）が約2. 3千人、上方修正
- ・1 5～6 4歳人口（生産年齢人口）が約2. 5千人、下方修正
- ・6 5歳以上人口（高齢者人口）が約1. 5千人、上方修正

・ 75歳以上人口（後期高齢者人口）が約8百人、上方修正

[参考]「茅ヶ崎市の人口について」 2017年2月6日、P. 21-22

・ H31年3月1日現在、人口242,023人、102,111世帯（確定値）

[参考]茅ヶ崎市ホームページ、茅ヶ崎市のあらまし、最新の人口と世帯

・ 転入26.5人/日、転出23.4人/日、出生4.8人/日、死亡5.7人/日

⇒ 2.2人/日の人口増（H29）

[参考]茅ヶ崎市ホームページ、「統計で見るちがさき」

これらの変化がどのように「都市マスタープラン」に反映されたかがマスタープランからは読めない。

（意見9）

「2-1 茅ヶ崎の現状」でもう1・2年後に人口減少を予想しておりますが、その根拠が不明です。単に少子高齢化と言われているその言葉から根拠なく示しているようにも思う。これから、そしてすでに人口減している市もあります。また増加している市・予想される市もあります。なによりも「人とまちの距離がちょうどよい」「都市から近く小さな街」とあります。ならばこれからも人口増が続くのでは？ 矛盾と言うか整合性なく思う。そしてこれから市の魅力の向上等言うなら、なおさら。

（市の考え方）

平成24年推計時からの変化として、全体人口が増加しているものの生産年齢人口の下方修正や高齢者人口の上方修正が生じていることは認識しています。そのため、本プランでは、人口減少・超高齢社会を都市づくりの主要な課題と位置付けて改定しています

なお、人口推計の方法としては、平成27年の国勢調査人口を基準とし、国や県が人口推計の際に使用しているコーホート要因法（ある年の男女・年齢別人口を基準として、自然増減（出生や死亡）や社会増減（転入や転出）を勘案して計算）を用いて推計しています。

（意見10）

P16,17「人口密度が高く、特に DID 内での人口密度が近隣都市と比較して最も高い」と記述があるが、将来の「都市づくり」として望ましい姿（快適な住環境）との認識で、人口の分散を目指すのか、さらなる高人口密度化での賑わいを目指すのかの基本方針が分からない。

（市の考え方）

将来人口は、令和2年（2020年）をピークに、その後少しずつ減少していくと見込まれています。本プランでは、都市として価値や魅力を高め、茅ヶ崎での暮らしの質の向上を目指し、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の視点から、都市拠点のにぎわいを維持・向上するため、都市拠点への都市機能集約や拠点への交通ネットワークの充実を方針として位置づけています。

(意見 1 1)

- ・「人とまちの距離がちょうどよい」とありますが、スーパーや公的施設（公民館・公園）が近くになく困っている地区も多いと思う。また、道路やクラスターも多くあり、都市計画はどうなっているのかと思うし、いつのことを言っているのか不明に思う。また交通渋滞も多い。
- ・小さな街とはどういう意味か。この様な抽象的・相対的な言葉はあまり使わない方がよいと思う。
- ・茅ヶ崎らしさを含め、方向性・標題、たとえば「街なかの移動が楽しめる」とか「楽しくリラックスして過ごせる空間を作る」とか……。

(市の考え方)

「人とまちの距離がちょうどよい。」とは、本プランと同時期に改定を行った「茅ヶ崎市景観計画」において、市民満足度調査、市民アンケート、転入者へのヒアリング等の調査結果を基に、多くの方が感じている「茅ヶ崎らしさ（価値・魅力）」を整理したものです。

今後の都市づくりを進めていくうえで、この「茅ヶ崎らしさ（価値・魅力）」を高めていく必要があると考え、本プランにおいて、茅ヶ崎らしさを高める事項として位置付けています。なお、「茅ヶ崎市景観計画」の調査結果については、本プランP 1 7 2「4. 「茅ヶ崎らしさ」の調査結果」にて記載しています。

(意見 1 2)

【P 3 0 社会情勢（の）変化】

国の取組が記載されていますが、国一県一茅ヶ崎市の並び（上位性）を尊重して、神奈川県の実情についても補完すべきではないか。国から市へいきなり言及するのは違和感を覚える。

(市の考え方)

「第2章 3. 社会情勢変化」では、社会の情勢変化、それに対する国の方針を記載し、次ページ以降では、都市づくりに関する県の方針（「4. 広域的な都市づくりの方向性」）、本市の都市づくりの方針（「5. 茅ヶ崎市の将来展望」以降）の順に記載しています。

(意見 1 3)

【P 4 1 みどりの有する多様な機能の活用】

みどり自体の機能だけではなくそのネットワーク（連続性）の重要性が抜けている。（他箇所には記載有り）

(市の考え方)

第2章では、みどりの有する多様な機能に着目し、活用する必要性を位置づけ、「第3章 5-3-3 自然環境保全・緑地整備の方針」で生物多様性向上につながるみどり

のネットワーク形成を目指す事を方針として掲げています。

■将来都市像、基本理念や目標、将来都市構造に関する意見（３件）

（意見１４）

【Ｐ５３ 目標３安全・安心・・・】

災害対策だけで防災、減災の視点が無い。災害後の復興に向けた視点の記載が欠けている。（他箇所には記載有り）

（市の考え方）

「都市づくりの目標」では、都市づくりの代表的な方針のみを記載し、Ｐ７７「５－６－３ 都市防災の方針」における「（２）被災後の復興に向けた取組の推進」でより具体的な方針を記載する構成となっています。

（意見１５）

【Ｐ５５ 将来都市構造図】

相模線の新駅が記載されているが、新駅設置事業の説明がない。（後半に記載されているが、最初に説明する必要がある。）

（市の考え方）

新駅構想については、他の都市拠点と異なり調査検討段階のため特出した記載はせずに、「等」を追加し、包含する考え方とします。

◆修正部分の対照表

修 正 後	修 正 前
（５４ページ） （３）「都市拠点」と「生活・防災の機能を持つ拠点」、「交流拠点」、「景観拠点」の形成 茅ヶ崎駅周辺、辻堂駅西口周辺及び香川駅周辺等については、「都市拠点」として位置づけ、 <u>都市機能の集約</u> を促進します。（省略）	（５４ページ） （３）「都市拠点」と「生活・防災の機能を持つ拠点」、「交流拠点」、「景観拠点」の形成 茅ヶ崎駅周辺、辻堂駅西口周辺及び香川駅周辺については、「都市拠点」として位置づけ、 <u>これまでの都市づくり</u> を促進します。（省略）

（意見１６）

説明会で頂いた資料には、相模線の香川駅と北茅ヶ崎駅の間に新駅を作る構想があるように記載されていますが、この短い区間にもう一駅必要な理由が不明です。税金の投入は絶対にやめて下さい。

(市の考え方)

(仮称)西久保新駅(相模線の香川駅と北茅ヶ崎駅間の新駅)は、過去に同駅予定地付近に相模線の駐車場があったこと及び市民の利便性向上の観点により、設置を前提とした都市づくり及び用地の確保をしてまいりました。現時点では、構想段階で事業目処が明確になっておりませんが、相模線の利便性向上の観点より引き続き検討、協議が必要なため本プランでは位置付けています。

■分野別の取組方針に関する意見(13件)

(意見17)

もしも新設しなければならない建物などがあるのでしたら、50年位で建てかえが必要になるようなものではなく、50年後も市民が改修してでも残したいと思えるような全国的にも「残すべき」と言われるような建築物にしてほしいと思います。多少費用がかかっても信頼できる建築家に設計を依頼するのも一つの方法だと思います。そのような建物が複数あることが市の魅力の1つになると思います。住宅でも100年は耐えられる住宅を(間取りも含め)と言われる時代ですからそのような建物を計画するのも市の役割ではないでしょうか。

(市の考え方)

本プランでは、公共施設の整備を快適な住環境を支える都市基盤整備の推進の方針に位置付けています。耐震性に課題のある公共施設の整備に関する基本方針については、「茅ヶ崎市公共施設整備・再編計画」で定めるとともに、公共建築物の目標耐用年数については、「茅ヶ崎市公共建築物中長期保全計画」において定めています。なお、設計については、「茅ヶ崎市景観計画」を踏まえ、茅ヶ崎の価値・魅力を感じられるように行っております。

(意見18)

【全般】

「みどりのネットワークの形成」と「生態系ネットワークの形成」の用語が各所に記載されていますが、両者の使い分けをどのようにしているかが不明。「みどり」も「生態系」も連続性、繋がりが重要であり、かつ、生物多様性を確保していることが必須です。単なるネットワークだけでは不十分では。表記の統一と厳密さを考慮してください。

(市の考え方)

「みどりのネットワーク」と「生態系ネットワーク」については、「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」を踏まえて記載しています。

(意見 19)

「第3章 全体構想」で感じることは美辞麗句が並び横文字を入れ抽象的、本当にどうなるか曖昧に感じ心配です。交通渋滞が本当に改善されるのか、下水道が改善されるのか……疑問に思う。

(市の考え方)

本プランは、都市づくりの方向性を示すものであり、20年後を見据えたうえで、10年間の都市づくりの方針を示しております。下水道整備等の具体的な取り組みの方法は、都市づくりに関する分野ごとの個別の計画で示しており、本計画では記載していません。

(意見 20)

P31「自転車活用推進法」には、自転車の運転に関しての道路交通法違反行為への対応の在り方が附則で定められている。H27年3月の「自転車ネットワーク計画」に準じて自転車走行に関するハード面の整備は順調に進んでいると評価出来るものの、ソフト面では以下の点での改善が必要と思料する。H26年4月の第2次「ちがさき自転車プラン」のP3に「高齢者も安全に自転車を利用できる環境を確保し、高齢者の社会参加・健康増進を支援」、P4に「より一層の自転車利用ルールの周知徹底、安全・安心な走行環境の整備などを行い、自転車利用環境の質を高め、人・自転車を優先したまちづくりを進めます。」、P8に「自転車利用ルールは必ずしも徹底されておらず、65%以上の自動車ドライバー、歩行者が、自転車利用者は自転車利用ルールを守っていないと思っている」、P9に「全事故に占める自転車事故の割合は35.9%（平成24年）と県内の市区町村で5番目に高く、9年連続自転車交通事故多発地域に指定されている」、P18に、「子どもだけでなく、高齢者や事業所にも重きを置いて、子どもからおとなまですき間のない交通安全教育を行います。・・・自転車利用者の軽車両の運転者としての自覚を促すため、交通安全教室を受けた人への自転車運転免許証などの交付を検討します。・・・高齢者向け交通安全教室の充実」、P59「自転車の安全な乗り方教室／自転車無灯火撲滅キャンペーン、自転車ルール講習会」等は市内の小中学校を中心に行われている。P61「ルールを知って、正しく乗ろう」にも高齢者を対象にした講習会等の取り組みが無い。P68に「全事故件数は減少傾向にあるが、自転車事故の占める割合、高齢者の事故の割合は横ばいとなっている。」このように高齢者の自転車走行に関してのルールの周知が不十分であり、更に高校生(全員ではないが)の登下校時の自転車運転でのルールを守らないのも目につく。尚、市民が直接注意すると逆ギレされる恐れがあることから、注意できず、益々守られなくなっている。主婦層・高齢者層でも「13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が普通自転車を運転しているときは歩道の通行可能」のルールが徹底されておらず、50歳以上で歩道の通行可能と思っている主婦層も多い。今後、高齢者人口が増加する現状を認識した対応策が希薄で、自転車走行促進の重要性は理解出来るが、重点化されすぎているのではないか。

(市の考え方)

本プランは、都市づくりの方向性を示すものであり、20年後を見据えたうえで、10年間の都市づくりの方針を示しております。自転車利用ルール周知等の具体的な取り組みの方法は、分野ごとの個別の計画で示しており、本計画では記載していません。

(意見21)

P65「自然環境保全・緑地整備の方針・立地ごとのみどりの充実」の項に、温暖化対策にも効果がある「ソーラーシェアリング」の推進・支援を付け加えてはどうか？

(市の考え方)

本プランは、都市づくりの方向性を示すものであり、20年後を見据えたうえで、10年間の都市づくりの方針を示しております。「ソーラーシェアリング」の推進・支援等の具体的な取り組みの方法は、分野ごとの個別の計画で示しており、本計画では記載していません。

(意見22)

P77「都市防災の方針」の中に大きな津波発生時の避難経路・避難先・避難手段及び避難訓練等の記述、更には高齢者・障害者への避難対応があると良い。また、P101及びP111の南東部南西部の「都市防災」の項にも同様に記述が欲しい。

(市の考え方)

本プランは、都市づくりの方向性を示すものであり、20年後を見据えたうえで、10年間の都市づくりの方針を示しております。大きな津波発生時の避難経路等の具体的な取り組みの方法は、都市づくりに関する分野ごとの個別の計画で示しており、本計画では記載していません。

なお、ご提案いただいた津波発生時の避難経路等の追記事項につきましては、「茅ヶ崎市地域防災計画」や「津波ハザードマップ」等で記述しています。

(意見23)

P67~70「都市景観形成の方針」に、意見2で前述した「訪れたくなる環境づくり」等の観光事業に繋がる対応を考慮して欲しい。

(市の考え方)

本プランの都市景観形成の方針では、公共空地や公共空間の整備にあたって、人々が行きたいと感じる施設づくりを進める方針を位置づけています。対象としては、市内だけでなく、市外の方も視野に入れており、都市づくりの根底の考え方である「基本理念」に「茅ヶ崎らしさを高める事項」の一つである、「楽しく、リラックスして過ごせる空間づくり」を位置付け、人々が魅力に感じて行きたい、訪れたいと思う空間を整備することにより、観光事業に繋がっていくものと考えています。

(意見 2 4)

P 7 2 第 3 章 全体構想 5.分野別の取組方針 5-5-2 目指す方向と考え方
改定素案の趣旨に賛同いたします。一方でより充実したマスタープランにするために、以下の通り加筆することを提案いたします。

(2) 安心して住み続けられる住環境の形成

●ハード・ソフト面の防災対策とあわせ、誰もが安心して地域で住み続けられるよう、生活支援に係る情報が共有される住まいと暮らしのセーフティーネットの構築を目指します。また、既存住宅の耐震化や不燃化、バリアフリー化、耐久性、エネルギー利用に関しては災害時の停電対応、高効率化、省エネルギー等の品質と性能が高い住宅の供給を促進します。

【理由】

温暖化対策や低炭素型まちづくりには、省エネ設備の導入に加え、分散型電源、燃料電池、再生可能エネルギー設備の導入が重要となり、様々な機器が市場に出ています。資源や土地に制約の多い日本においては、資源や土地を最大限有効に利用する必要があります。本マスタープランの基本理念にもある市民生活の「安全性」「快適性」「利便性」を支えるそのためには、災害に対する強靱性も重要です。停電時にも対応可能な発電と、同時に熱エネルギーも有効に利用できるエネルギー効率の高い設備の導入が重要と考えます。

(市の考え方)

ご提案いただいた内容については、P 7 7「5-6-3 都市防災の方針」における「(1) 災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり」の「災害に備えた機能の整備」において、「生活の継続を図るために、エネルギー供給の確保を働きかける」に含まれていると判断しています。

また、「高効率化」につきましては、効率が高まる事により消費エネルギーも少なくなり、結果的に省エネルギーにつながるものと考えているため、「省エネルギー等」の視点に含まれているものと判断しています。

(意見 2 5)

P 7 4 第 3 章 全体構想 5-5-3 住環境整備の方針

(2) 安心して住み続けられる住環境の形成

「住宅改善と良質な住宅供給の促進」において、以下の 2 つの観点も必要です。

1. 昨年の北海道胆振東部地震では広域停電が発生しましたが、都市ガスについては安定供給が継続されており、停電時発電継続機能付きの家庭用燃料電池（エネファーム）によって電気やお湯が継続使用できていたようです。このことから家庭用燃料電池（エネファーム）の普及促進が重要です。また家庭用燃料電池（エネファーム）は省エネ・省CO2にもなり、温暖化対策にも有効な機器です。

2. 高齢化社会を迎え、ヒートショックに伴う入浴中の事故（不慮の溺死等）が大きな問題となっています。断熱性、気密性を高めることや浴室暖房等のヒートショック対策を講じ、住戸内の室温差を小さくすることで、快適な温熱環境の確保や健康への配慮が図られることが必要です。

(意見 26)

P 74 第3章 全体構想 5.分野別の取組方針 5-5-3 住環境整備の方針
改定素案の趣旨に賛同いたします。一方でより充実したマスタープランにするために、以下の通り加筆することを提案いたします。

(2) 安心して住み続けられる住環境の形成

○住宅改善と良質な住宅供給の促進

以下の通り、新たな項目を追加することを提案いたします。

●快適な温熱環境の確保や健康への配慮が図られるよう、断熱性、気密性、さらにはヒートショック対策を含め住戸内の室温差を小さくする等の住宅に関する適正な水準を確保する。

【理由】

・住宅の「断熱性能等」は、「快適な温熱環境」を確保することで「健康への配慮」に資するものと考えます。

・「住戸内の室温差を小さくする」ことは、「快適な温熱環境」を確保することにつながり、さらには昨今、社会的に注意喚起がなされている「ヒートショック」対策に資するものになります。

・ヒートショック対策として住宅の改善を図ることは、様々なメリットにつながります。

① 家庭部門における省エネが進みます。資源エネルギー庁によると家庭部門のエネルギー消費は2016年/1973年で1.9倍に増加しています。家庭部門の省エネ推進はCO2削減にも効果があり、一次エネルギー側での低炭素化の議論とともにエネルギーを使用する側で省エネの推進が重要と考えます。

②住宅の断熱性能を上げると、冬に家の中が暖かくなり、ヒートショックによる事故が減るだけでなく、呼吸器系や循環器系の疾患が減少するといわれています。また、夏においても冷房効率が高まり熱中症リスクが軽減されます。

③その他に、救急搬送の回数の減少や、様々な疾患リスクが減るために医療費の削減につながるといった効果が期待できます。

(市の考え方)

ご提案いただいた内容については、P 74 「5-5-3 住環境整備の方針」における「(2)安心して住み続けられる住環境の形成」の「住宅改善と良好な住宅供給の促進」において、「耐久性や省エネルギー等の面で品質と性能が高い良質な住宅の供給を促進します」に含まれていると判断しています。

(意見 27)

P 77 第3章 全体構想 5.分野別の取組方針 5-6-3 都市防災の方針
改定素案の趣旨に賛同いたします。一方でより充実したマスタープランにするために、以下の通り加筆することを提案いたします。

(1) 災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり

○地震に強い都市基盤の整備

以下の通り、新たな項目を追加することを提案いたします。

●市庁舎・消防署・医療施設など災害時の重要拠点には、耐震性の高い中圧ガス導管で

安定的にガスを供給し、高効率な自立分散型電源等による災害時のエネルギー供給の確保を図ります。

○雨に強い都市基盤の整備

以下の通り、新たな項目を追加することを提案いたします。

●市庁舎・消防署・医療施設などの重要拠点には、高効率な自立分散型電源等による風水害に伴う停電対策を図ります。

【理由】

中圧ガス導管は、耐震性に優れた溶接接合鋼管を採用しており、阪神・淡路大震災、東日本大震災でも、高い耐震性が確認されました。東京ガスでは災害時においても原則として高圧・中圧ガス導管供給は停止いたしません。

また、昨年台風２１号・２４号といった風水害により、各地で広域停電が発生しましたが、都市ガスについては安定供給が継続されていました。

特に市庁舎・消防署・医療施設などは市民にとって災害時の砦であり、いざという時に機能停止になることを最大限回避する必要があります。“減災や早期復旧を推進する”という観点から、災害発生等非常時の電源確保は最重要課題の一つであり、エネルギー（電源）の多重化・確保によるエネルギーセキュリティの向上に資する設備の導入が必要と考えます。なお、重油や灯油、液化石油ガスなどの備蓄燃料は当面のストックとしては役立ちますが、備蓄が途絶えた際に配送面で交通事情の影響を受けることになります。また、非常用発電機は、あくまで非常時の用に供する仕様となっている為、長時間運転には向いておらず、停電が長期に渡った場合に運転停止のリスクがあります。これらの非常用発電機のデメリットを補完するものとして、防災負荷の他に保安負荷への給電機能を担う停電対応機能付で高効率な自立分散型電源の導入を追記されることを提案いたします。

（意見２８）

P 7 7 第３章 全体構想 ５．分野別の取組方針 ５-6-3 都市防災の方針

（１）災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり

「地震に強い都市基盤の整備」「雨に強い都市基盤の整備」において、以下の観点も必要です。

昨年、北海道胆振東部地震や台風２１号・２４号といった震災・風水害により、各地で広域停電が発生しました。茅ヶ崎市における防災機能を高めるためには、市庁舎・消防署・病院などの重要拠点においてエネルギー源を確保することが重要であり、この点に関してエネルギーの多重化・多様化の観点が必要不可欠です。なお、重油や灯油、液化石油ガスなどの備蓄燃料は当面のストックとしては役立ちますが、備蓄が途絶えた際に配送面で交通事情の影響を受けることになります。また、非常用発電機は長時間運転には向いておらず、停電が長期に渡った場合に運転停止のリスクがあります。こういったことから、北海道胆振東部地震や台風２１号・２４号による停電時にもエネルギー供給が継続できていたガスコージェネレーションなどの導入が望ましいと考えます。

(意見 29)

P 78 第3章 全体構想 5. 分野別の取組方針 5-6-3 都市防災の方針
改定素案の趣旨に賛同いたします。一方でより充実したマスタープランにするために、以下の通り加筆することを提案いたします。

(1) 災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり

●災害時でも最低限の事業活動や生活の継続を図るために、エネルギー供給の多重化・確保を働きかけるとともに、早期復旧を目指します。

【理由】

昨年、北海道胆振東部地震や台風21号・24号といった震災・風水害により、各地で広域停電が発生しましたが、都市ガスについては安定供給が継続されていました。これにより、広域停電時においても、都市ガスによるコージェネレーションや停電時発電継続機能付きの家庭用燃料電池（エネファーム）によって電気やお湯が継続使用できていました。このようなことから、ガスコージェネレーションやエネファームは、災害時における地域のB L C Pの向上に大変有効と考えます。

特に市庁舎や病院などは市民にとって災害時の砦であり、いざという時に機能停止になることを最大限回避する必要があります。“減災や早期復旧を推進する”という観点から、災害発生等非常時の電源確保は最重要課題の一つであり、エネルギー（電源）の多重化・確保によるエネルギーセキュリティの向上に資する設備の導入が必要と考えます。

(市の考え方)

ご提案いただいた内容については、重要な観点と思われませんが、災害時のエネルギーの多重化、確保については、P 77 「5-6-3 都市防災の方針」における「(1)災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり」の「災害に備えた機能の整備」の方針に包含されていると考えております。

なお、災害時のエネルギーの多重化、確保の取組については、個別の計画により位置づけられており、各施設や拠点に応じたエネルギーの確保を行っていますが、災害時の施設や拠点の位置づけの変更に応じて、必要なエネルギーの種類や設備を見直します。

■地域別構想に関する意見（10件）

(意見 30)

前回の見直し段階（平成20年度）における方向性やその実現に向けての取り組み結果等の検証が必要と考えます。

とくに、前回示された次の方針についての実現に向けた取り組み結果について市のお考えを伺いたいと考えます。

(1) 自然環境やみどりの保全と活用

○自然環境の保全に置いて「土砂や建設資材及び廃材の置き場の設置に対する適切な違反に対する是正を進めます。」との方針について

(意見 3 1)

前回の見直し段階（平成 2 0 年度）における方向性やその実現に向けての取り組み結果等の検証が必要と考えます。

とくに、前回示された次の方針についての実現に向けた取り組み結果について市のお考えを伺いたいと考えます。

(2) 快適な住環境の整備

○秩序ある市街化調整区域の土地利用の検討において「都市づくりの考え方や新たなルールを規定し、手続きなど体系的な整備を進めます。」との方針について

(意見 3 2)

改訂素案に対する意見（都市づくりの方針）

(1) 土地利用について

「こころの豊かさ」を感じられる良好な住環境や自然環境の維持・向上を目指すことなどその方向は理解できるものの、それを実現する手段・仕組みが必要ではないかと考えます。

当地域は市街化調整区域が主体で都市計画法による厳しい規制、一方では資材置き場等についての土地利用については殆ど規制手段を持たないため、住環境や自然環境の維持が困難となっている実態にあります。

(市の考え方)

土地利用に関する基本的な考え方として、平成 2 3 年 7 月に「茅ヶ崎市土地利用基本条例」を施行するとともに、規制・誘導のための具体的な基準等の個別条例を位置づけ、規制・誘導等を行っています。また、自然環境の保全を目的とした、土砂や建設資材及び廃材の置き場の設置にかかる埋立て等に対しては、「茅ヶ崎市土地の埋立て等の規制に関する条例」を平成 2 3 年 7 月に施行し、適切な指導や違反に対する是正を進めています。今後も引き続き継続する必要があることから、改定素案の本プランでは、「工場や大規模施設等の跡地の利用については、無秩序な転換を行わないよう社会情勢の変化や地域特性に応じた適正な土地利用を誘導します。」と位置付けています。

(意見 3 3)

【P 8 1 地域区分】

地形、土地利用、鉄道、道路等を基に 7 地域に明確に区分しているが、もっと概略的で大雑把な区分（大きな楕円形の表示）が妥当と考える。何故なら、境界ゾーンは広く存在し、太線で明確に区分できるものではない。大きな楕円表記にしたらどうか？

(意見 3 4)

・「第 4 章 地区別構想」については地区割を機械的に、あまり根拠なく区分したように感じます。

・その名称（地域名）も、方角を中心とした名称で、その名称を市民に話して分かるのでしょうか。

・かつての地区名称、かつての小中学校の学区名、それとも現地域名とか現学区名とか

等々、たとえば小和田とか松林とか鶴嶺・小出・茅ヶ崎……数々あると思う。

- ・当地区割（地域別）は自治会やまちぢから、学区等々分断し問題はないでしょうか。
- ・また違法と言われた、134号線（湘南道路）審議会では茅ヶ崎の海岸の計画はバラバラと指摘があったと聞く。その指摘はどう思いますか。私も今度の地区割をどうして一中通り区割するか理解できません。
- ・個々に地区割りとかその将来像を指摘すれば良いと思うが、省略しますが（上記指摘もあるが）、その文化性や歴史性も踏まえてなくバラバラ・曖昧で、地区ごとの整合性や地域間の整合性もなく感じます。

（市の考え方）

地域区分については、まちぢから協議会等や用途地域の区分等を比較し、道路や土地利用状況等を重視して地域区分を見直し検討しました。また、平成20年「ちがさき都市マスタープラン」の計画改定では、各地域の市民の皆様と意見交換を行い7地域区分としており、各地域の継続的な変化を把握する事も重視し、地域区分を継承しています。

（意見35）

市街化区域縁辺部の農地や生産緑地、農業振興地域等、「農地」の種類を分ける必要はあるのでしょうか。

また、地域別構想P108「●生産緑地や農業振興地域の保全に努めるとともに、営農環境の整備や農地の利用集積に努めます。」と「●農産物の生産の場としての役割に加えて、防災・減災、生きものの生息・生育空間、景観形成、環境学習やレクリエーションの場等の多面的な機能を持つ農地の確保に努めます。」は同じ内容（農地の保全）の事を記載している気がします。一つにまとめ、簡素化しても良いのではないのでしょうか。

（他の地域同様）

（市の考え方）

本市では、農地を保全するとともに、営農環境の整備や農地の利用集積に努める方針としています。

ご意見を踏まえ、分かりやすいように内容を精査し、「●生産緑地や農業振興地域の保全に努めるとともに、営農環境の整備や農地の利用集積に努めます。」を削除します。

◆修正部分の対照表

修 正 後	修 正 前
(9 8 ページ) ●農産物の生産の場としての役割に加えて、防災・減災や生きものの生息・生育空間、景観形成、環境学習、レクリエーションの場等の多面的な機能を持つ<u>農地</u>の確保に努めます。	(9 8 ページ) ●農産物の生産の場としての役割に加えて、防災・減災や生きものの生息・生育空間、景観形成、環境学習、レクリエーションの場等の多面的な機能を持つ<u>生産緑地</u>の確保に努めます。
(1 0 8、1 1 8、1 2 8 ページ) (削除)	(1 0 8、1 1 8、1 2 8 ページ) ●<u>生産緑地や農業振興地域の保全に努めるとともに、営農環境の整備や農地の利用集積に努めます。</u>

(意見 3 6)

改訂素案第 4 章の 2 の「北部丘陵地域の都市づくりの方向」について意見を述べます。
地域別構想においても、それぞれの地域についての実態把握とそれに基づいた課題整理が必要ではないかと考えます。そして地域住民を含めた共通した地域の現状認識のもとに都市づくりの方向づけを望みます。

(市の考え方)

地域毎の課題整理は行っていないが、市全体として平成 2 0 年度以降の進捗状況の確認や課題整理を行い、その結果、大きな課題の概略のみを本プランに記載しています。

(意見 3 7)

改訂素案に対する意見（都市づくりの方針）

(2) 交通体系整備について

防災対策・良好な緑地管理等の視点や取り残された地域の健全な土地利用の促進のため、幹線道路を補完する道路として堤下寺尾線（大岡越前通り）と県道藤沢平塚線（小出中央通り）を堤下地区内で接続する道路の整備について調査・検討を進めて下さい。

(市の考え方)

本プランでは、「幹線道路等を補完する道路の整備に努める」としてはありますが、具体的な事業の検討や整備等については、都市づくりに関する分野ごとの個別の計画である「茅ヶ崎市道路整備プログラム」に定めています。なお、現時点では個別計画に堤下寺尾線（大岡越前通り）と県道藤沢平塚線（小出中央通り）を堤下地区内で接続する道路の整備の位置づけはありません。

(意見 38)

改訂素案に対する意見（都市づくりの方針）

(3) 自然環境保全・緑地整備について

○農地については地域の状況を十分把握して、農業振興地域以外も含めた保全策として、農地の利用集積のほか市民農園や体験農園などいわゆる市民参加型・交流型農業の展開を目指して下さい。農地の基盤整備が進展していない状況や農業生産活動の担い手が乏しい状況下では、農地の利用集積のみで多面的な機能を持つ農地の保全は困難であると考えます。

○このプランにおいても当地域について「里山や田園の美しい風景、豊かな自然環境を有する地域」との記述がみられますが、実態は農地や里山も荒廃が急速に進んでいます。「協農の仕組みづくり」に述べられているように市民参加による里山などの管理システムの構築を是非目指して下さい。

○当市においては生物多様性の保全を目的としたコア地域の保全が進められていますが、これに偏重した対策のみではなくコア地域以外の荒廃が進む里山等の健全な保全を目指して下さい。

(市の考え方)

本プランでは、農地の保全、みどりと人々が出会う協働の仕組みづくりの方針を位置付けています。なお、具体的な施策については、「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」等の都市づくりに関する分野ごとの個別の計画で検討し、定めています。

(意見 39)

改訂素案に対する意見（都市づくりの方針）

(4) 都市景観形成について

○（仮称）茅ヶ崎市歴史文化交流館の整備が進められていますが、当地域で生活し営農活動に携わる立場として良好な周辺環境や周辺景観の保全に懸念を抱いています。この地域の楽しめる公共空間の維持・創出のため景観保全区域の設定や公有地化による積極的な景観保全・形成等を目指して下さい。また、この地域の景観保全等について行政と地域住民や土地所有者とが共通の認識を持ち「協働」による景観保全、形成を目指して下さい。

(市の考え方)

本プランでは、都市景観形成の目指す方向性の一つとして、「景観資源と眺望の保全と継承」を掲げ、茅ヶ崎の風土から培われた景観資源を茅ヶ崎の財産として守り、次世代に継承していくことを目指しています。

また、北部丘陵地域の景観形成として、（仮称）茅ヶ崎市歴史文化交流館の整備に併せ、下寺尾・堤地区に残る歴史的資源を活用し、歴史を学び、楽しめる空間の創出を進めることとしており、積極的な景観保全・形成を目指していきます。なお、具体的な施策については、個別の計画で検討し、進めていきます。

■推進方策に関する意見（２件）

（意見４０）

「第５章 推進方策」について当然と思う反面、自治基本条例が踏まえられてなく感じます。ですから自治基本条例をたえず踏まえて実施して欲しい。（前記重複あり）

（市の考え方）

平成２０年「ちがさき都市マスタープラン」でも協働の視点を取り入れていましたが、これからの都市づくりは人口減少や厳しい財政状況等により、更なる市民や事業者の方々の力が必要となります。そのため、本プランでは平成２０年以降に制定された自治基本条例の理念を新たに記載するとともに、周知も兼ねて市民・事業者・行政が共通認識を持って都市づくりを進める重要性を記載しています。

都市づくりを行ううえでは、自治基本条例を踏まえて実施していきます。

（意見４１）

P１５５ 「（２）更なる協働による都市づくりの推進」と「（３）これからの協働のあり方」の内容が重複しています。市民に理解してもらうには、もう少し文章をシンプルにし、分かりやすくした方が良いかと思います。

（市の考え方）

「（２）更なる協働による都市づくりの推進」では、今後の都市づくりの概念、協働の必要性を記載し、「（３）これからの協働のあり方」では、少し具体的に協働による都市づくりの結果を段階的に記載しています。しかし、内容が重複している部分もあるため、「１．都市づくりの推進体制の構築」の内容を精査します。

◆修正部分の対照表

修 正 後	修 正 前
(１５５ページ) (２) 協働による都市づくりの推進 <u>これまでの都市づくりは、行政が市民生活を支える道路や下水道等の都市基盤の整備を行い、地域住環境の向上等のきめ細やかな部分については、市民・事業者・行政が適切な役割分担と相互の連携のもと、協働による都市づくりを行ってきました。</u> <u>今後、少子高齢化や価値観・ライフスタイルの変化、多様化により、更なる柔軟な都市づくりが必要とされます。これからの都市づくりは、本計画の目指す都市づくりの方向（将来都市像等）を共有したうえで</u>	(１５５ページ) (２) 更なる協働による都市づくりの推進 <u>これまでの都市づくりは、行政が市民生活を支える道路や下水道等の都市基盤※の整備を行い、都市基盤の整備以外の地域住環境の向上等のきめ細やかな部分については、市民・事業者・行政が適切な役割分担と相互の連携のもと、協働による都市づくりを行ってきました。</u> <u>今後の都市づくりは、行政が引き続き必要な都市基盤の整備を進めるとともに、街なかの資源を有効活用して、より質の高い都市の形成を目指すために、市民・事業者</u>

、市民・事業者・行政が各々できることを考え、それぞれの役割分担のうえで都市づくりを推進していくことが重要です。市民は自分たちの住むまち（地域）をどのようにしていきたいのかを考え（防災に力をいれたい、住環境を向上させたい等）、その方向に向けた自らができる取組を行う必要があります。事業者も本計画の都市づくりの方向性を共有し、計画や事業等へ積極的に連携・協力する事が大切です。それぞれが様々な取組を行う事により、本市はより質の高い都市へととなります。 市民・事業者が都市づくりに関心を持つために、行政は市民・事業者が都市づくりへ参加や連携できるきっかけづくりを行い、市民・事業者・行政で更なる協働による都市づくりを推進します。	・行政の更なる協働が欠かせません。市民・事業者・行政が本計画の都市づくりの方向性を共有し（知り、理解する）、それぞれの立場で実現可能な事を考え、行動する必要があります。 （３）これからの協働のあり方 今後、少子高齢化や価値観・ライフスタイルの変化、多様化により、更なる柔軟な都市づくりが必要とされます。 そこで、これからの協働による都市づくりは、行政による都市づくりのほか、本計画の都市づくりの方向性を共有したうえで、市民自らが住むまち（地域）をどのようにしていきたいのか考え（防災に力を入れたい、住環境を向上させたい等）、その方向に向けた取組を行う事が重要です。そして、それぞれの取組を行う事により、より質の高い都市となります。 そのために、行政は市民・事業者が都市づくりへ参加するきっかけづくりを行い、市民・事業者・行政で更なる協働による都市づくりを推進します。
---	--

■参考資料に関する意見（２件）

（意見４２）

【Ｐ１６４ 分野別、地域別の取組方針の関係一覧表】

この一覧表はよく整理され、俯瞰できる優れたものであり、この表を第４章の冒頭に挿入して、関係性を分かりやすくする方がベターと考える。また、この一覧表の凡例は「小丸」、「一」、「大丸」の３つに区分されているが「小丸」と「大丸」の区分が理解できない。本文によると、地域意見交換会に出たか、長期（１０年先）の取組かどうかで区分しているようであるが意味はないと考える。例えば、「西久保新駅」については、北西部と北部中央の接点に位置するが、北西部では小丸、北部中央では大丸と異なる表記になっている意味が全く理解しがたい。また、東海道線の利便性の確保については全て「一」ですが。その理由をお聞きしたい。東海道線に小丸を付けるか必要無いなら削除すべき。

（市の考え方）

「分野別の取組方針」と「地域別の取組方針」の関係一覧表は、以下の事を把握し、市民・事業者・行政がこれからの都市づくりで何に力を入れていくべきなのか、共有認

識していただくために掲載しています。

①「分野別の取組方針」で示している内容が、どの地域の方針の事を指しているのか。
（「●」「一」部分）

②地域では、どのような都市づくりの方針に関心があり、重要と考え取組もう、取組んでほしいと考えているのか。（「大○」部分）

意見交換未参加者や地域としての意見の合意性等を鑑み、参考資料として掲載する事としました。そのため、地域の意見では、同じ項目であっても地域毎での関心事項等が異なり、「大○」がついていない部分もあります。

なお、全て「一」の部分については、行政と限られた事業者との取組方針のため、対象外とし丸印を付けていません。

（意見４３）

【Ｐ１６５ 巻末の注釈】

この注釈の意味と位置が分からない。何故この注釈がココに必要なのか？一覧表の途中に何故必要なのか全く理解できない。表の前に規定すれば良い！

（市の考え方）

全て「一」部分は【交通体系整備】にしか記載がないため、当該位置に記載していました。ご意見を踏まえ、分かりやすいように記載位置を修正します。

◆修正部分の対照表

修 正 前								
（１６５ページ） 【交通体系整備】								
○鉄道の輸送力増強								
●東海道本線については、現在の貨物線の旅客線化や、東京へ結ぶ路線の利便性の確保についてさらに鉄道事業者に働きかけます。	—	—	—	—	—	—	—	—
修 正 後								
（１６５ページ） 【交通体系整備】								
○鉄道の輸送力増強								
●東海道本線については、現在の貨物線の旅客線化や、東京へ結ぶ路線の利便性の確保についてさらに鉄道事業者に働きかけます。	—	—	—	—	—	—	—	—
（※全て「一」部分は、行政と事業者のみの取組方針になります。）								

■文章表現、体裁に関する意見（８件）

（意見４４）

横文字表示と日本語表記（説明か）一致してないようにも思う（融合してなくてもと思う）

（市の考え方）

脚注の説明については、法律における横文字用語等を限られたスペースで要約して記載する事から、微妙にニュアンスの異なる部分もあります。

（意見４５）

【目次末尾の注意事項】

このような注釈を巻頭で定義することは評価できるが、「目指、努める、検討、促進」程度の区分が妥当では。あまり《役所言葉》に偏重した曖昧な表記はやめてほしい。

（意見４６）

- ・本計画を読むにあたっての注意事項等はじめに補足説明があり、親切、丁寧で分かりやすい気もしたが。これだけのことを加味して読まなければならないと思うと、かえって分かりにくかったり誤解もしたりしないでしょうか。
- ・また曖昧になったり分かりにくくなったりしないでしょうか。
- ・出来るだけ主語とか主体を入れたり、住民参加・市民参加とか分かりやすく書けないでしょうか。

（市の考え方）

主語や主体については、平成２０年「ちがさき都市マスタープラン」を踏襲して語尾の使い方を整理しており、冒頭の「本計画を読むにあたっての注意事項」に、語尾の表現による実施主体等の一覧を掲載しています。

（意見４７）

【脚注の重複】

用語の脚注が多く重複している。脚注を付けて分かりやすくすることには原則的に賛成であるが、重複が多く読みづらい。巻頭にまとめて表記したらどうか？特にカタカナ専門用語については可能な限り日本語で。

（市の考え方）

本文中に繰返し記載されている用語については読みやすさを考慮し、本プランの冒頭にまとめて記載します。なお、カタカナ専門用語については、法律や国の計画、個別計画等で用いている用語表現をそのまま引用しています。

◆修正部分の対照表

修正前																																																																	
(目次 次ページ)																																																																	
修正後																																																																	
(目次 次ページ)																																																																	
◆用語の定義◆ 本文中に、繰返し記載されている用語を整理しました。 <table><thead><tr><th>用語</th><th>解 説</th></tr></thead><tbody><tr><td>あり</td><td></td></tr><tr><td>オープンスペース</td><td>都市における公園や緑地、河川、河川敷、農有地の空地部分等、建築物に覆われていない空間のこと。</td></tr><tr><td>地区</td><td>市域を構成する単位で、地図に画かれた一区域のこと。</td></tr><tr><td>クラスター (延焼連帯共同体)</td><td>延焼防御が起きた場合、運命を共にする建築物のこと。クラスター内の建物から1軒でも出火しそのまま放置した場合、クラスター内の建物全てが燃え広がる恐れがある。</td></tr><tr><td>グリーンインフラストラクチャー</td><td>社会資本整備や土地利用等に於いて、みどりが有する多様な機能を活かし、持続可能な都市づくりを支えるもの。</td></tr><tr><td>集積の事前検証</td><td>民間事業者が行う建築物等の行為や公共施設が行う空間づくりについて、本市の集積計画に照らしたものであるかを検証すること。</td></tr><tr><td>集積まちづくり</td><td>自分たちのまちの集積の能力を高め、良質な資産として次世代に預けるように、本市の集積を維持・継承・改善するための様々な取組を行うこと。また、集積まちづくりは、現在の良質な集積を大事に保全することだけでなく、新たに、新たな集積をつくりだすことも含む。清掃や緑化等、日々の暮らしに根ざした、まちの集積を支えるための活動も集積まちづくりに含む。</td></tr><tr><td>集積地</td><td>住宅地の集積や商業地の利便性を確保、促進するために建築物の敷地や位置、用途、形態、密度等の標準について、区域内土地所有者等の合意の合意により設定される類型。</td></tr><tr><td>個別計画</td><td>本計画の個別計画の策定に当たってつくられた計画のこと。法令等によって策定の義務付けや策定が定められている。</td></tr><tr><td>交付</td><td></td></tr><tr><td>サイクルアンドバスライド</td><td>目的地の途中のバス停まで自転車を利用し、バス停までの周辺の自転車専用道に自転車を利用し、バスに乗り換えて目的地に行くためのバス利用者専用自転車駐輪場のこと。</td></tr><tr><td>市街化区域</td><td>既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街地を築く区域のこと。</td></tr><tr><td>市街化調整区域</td><td>市街化を抑制する区域のこと。無秩序にまちが広がるように、一定のルールに基づいて建築物の建ぺい率等を制限している。</td></tr><tr><td>自然環境評価調査</td><td>都市開発が市内全域にどのような影響を及ぼすかを調査し、自然環境がどのようなものかを評価するために、地域の専門家や市民の力を借りて行う調査のこと。</td></tr><tr><td>市民緑地</td><td>都市緑地法に基づき、土地所有者や人工地盤、建築物等の所有者と行政が協力を継続し、地域の人が利用できる緑地や緑化施設を公営している場所のこと。</td></tr></tbody></table>	用語	解 説	あり		オープンスペース	都市における公園や緑地、河川、河川敷、農有地の空地部分等、建築物に覆われていない空間のこと。	地区	市域を構成する単位で、地図に画かれた一区域のこと。	クラスター (延焼連帯共同体)	延焼防御が起きた場合、運命を共にする建築物のこと。クラスター内の建物から1軒でも出火しそのまま放置した場合、クラスター内の建物全てが燃え広がる恐れがある。	グリーンインフラストラクチャー	社会資本整備や土地利用等に於いて、みどりが有する多様な機能を活かし、持続可能な都市づくりを支えるもの。	集積の事前検証	民間事業者が行う建築物等の行為や公共施設が行う空間づくりについて、本市の集積計画に照らしたものであるかを検証すること。	集積まちづくり	自分たちのまちの集積の能力を高め、良質な資産として次世代に預けるように、本市の集積を維持・継承・改善するための様々な取組を行うこと。また、集積まちづくりは、現在の良質な集積を大事に保全することだけでなく、新たに、新たな集積をつくりだすことも含む。清掃や緑化等、日々の暮らしに根ざした、まちの集積を支えるための活動も集積まちづくりに含む。	集積地	住宅地の集積や商業地の利便性を確保、促進するために建築物の敷地や位置、用途、形態、密度等の標準について、区域内土地所有者等の合意の合意により設定される類型。	個別計画	本計画の個別計画の策定に当たってつくられた計画のこと。法令等によって策定の義務付けや策定が定められている。	交付		サイクルアンドバスライド	目的地の途中のバス停まで自転車を利用し、バス停までの周辺の自転車専用道に自転車を利用し、バスに乗り換えて目的地に行くためのバス利用者専用自転車駐輪場のこと。	市街化区域	既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街地を築く区域のこと。	市街化調整区域	市街化を抑制する区域のこと。無秩序にまちが広がるように、一定のルールに基づいて建築物の建ぺい率等を制限している。	自然環境評価調査	都市開発が市内全域にどのような影響を及ぼすかを調査し、自然環境がどのようなものかを評価するために、地域の専門家や市民の力を借りて行う調査のこと。	市民緑地	都市緑地法に基づき、土地所有者や人工地盤、建築物等の所有者と行政が協力を継続し、地域の人が利用できる緑地や緑化施設を公営している場所のこと。	<table><thead><tr><th>用 語</th><th>解 説</th></tr></thead><tbody><tr><td>住宅改善</td><td>個別の建築物について、耐震化や不燃化、バリアフリー化による改善を行うこと。</td></tr><tr><td>人口集中地区（OD）</td><td>国勢調査の基本単位区等を基準単位として、原則として人口密度が1平方キロメートルあたり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境界内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域のこと。（OD(Osaka District)）</td></tr><tr><td>セーフティネット</td><td>経済的な危機等に陥った場合、被災者の安全を保障する社会的な制度や対策のこと。</td></tr><tr><td>たけ</td><td></td></tr><tr><td>地域包括ケア実証調査</td><td>町内ごとに地域に対する危機性を把握し、防災都市づくりを中心とした長期的な防災対策を進めるための実証調査。本市では、平成21年（2009年）に「建築物の耐震化調査」「火災危険調査」「道路耐震調査（緊急輸送路）」「地区の防災調査」の4項目について調査を実施。</td></tr><tr><td>地区計画</td><td>都市計画法に基づく地区計画（市街地を構成する単位）の「まちづくりのルール」で、地区の特性やまちづくりの目標に応じて、住居形成のルール、道路や公園等の地区施設の配置、建築物の用途、建ぺい率、容積率、建築物の高さ等を定めること。</td></tr><tr><td>定住人口</td><td>本市の常住人口に本市への流入人口と本市からの流出人口を加減して算出した人口のこと。</td></tr><tr><td>特別緑地保全地区</td><td>都市計画法第12条に基づき、市街化の無秩序な拡大の防止に資する緑地や都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、風致または景観が保たれている緑地、動植物の生育・生育地となる緑地等の保全を図ることを目的とし、都市計画区域を編成される地域地区。</td></tr><tr><td>都市機能</td><td>生活サービス施設全般のこと。食料品等の店舗や保育園、公園等の日常生活に必要な施設のこと。図書館や映画館等の生活を楽しむための施設等がある。</td></tr><tr><td>都市基盤</td><td>道路、河川や鉄道、河川、下水処理、エネルギー供給施設、通信施設等の生活・産業基盤や学校、病院、公園等の公共施設のこと。</td></tr><tr><td>都市計画区域</td><td>自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等の状況及び将来を勘案し、一定の都市として総合的に整備・開発、保全する区域のこと。本市は全域にわたる。</td></tr><tr><td>都市計画制度</td><td>都市計画法等に基づいて定める「まちづくりのルール」のこと。都市計画制度を組み合わせて適用することで、地域の実情に応じたルールを定めることができる。</td></tr><tr><td>交付</td><td></td></tr><tr><td>集合交通</td><td>利用者を設定せず、一度に複数の利用者を輸送する交通手段のこと。</td></tr><tr><td>ユニバーサルデザイン</td><td>年齢や性別、障害、収入の能力にかかわらず、はじめてでもできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本人、人間本位の考え方に立ち、快適な環境とするようデザインすること。</td></tr></tbody></table>	用 語	解 説	住宅改善	個別の建築物について、耐震化や不燃化、バリアフリー化による改善を行うこと。	人口集中地区（OD）	国勢調査の基本単位区等を基準単位として、原則として人口密度が1平方キロメートルあたり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境界内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域のこと。（OD(Osaka District)）	セーフティネット	経済的な危機等に陥った場合、被災者の安全を保障する社会的な制度や対策のこと。	たけ		地域包括ケア実証調査	町内ごとに地域に対する危機性を把握し、防災都市づくりを中心とした長期的な防災対策を進めるための実証調査。本市では、平成21年（2009年）に「建築物の耐震化調査」「火災危険調査」「道路耐震調査（緊急輸送路）」「地区の防災調査」の4項目について調査を実施。	地区計画	都市計画法に基づく地区計画（市街地を構成する単位）の「まちづくりのルール」で、地区の特性やまちづくりの目標に応じて、住居形成のルール、道路や公園等の地区施設の配置、建築物の用途、建ぺい率、容積率、建築物の高さ等を定めること。	定住人口	本市の常住人口に本市への流入人口と本市からの流出人口を加減して算出した人口のこと。	特別緑地保全地区	都市計画法第12条に基づき、市街化の無秩序な拡大の防止に資する緑地や都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、風致または景観が保たれている緑地、動植物の生育・生育地となる緑地等の保全を図ることを目的とし、都市計画区域を編成される地域地区。	都市機能	生活サービス施設全般のこと。食料品等の店舗や保育園、公園等の日常生活に必要な施設のこと。図書館や映画館等の生活を楽しむための施設等がある。	都市基盤	道路、河川や鉄道、河川、下水処理、エネルギー供給施設、通信施設等の生活・産業基盤や学校、病院、公園等の公共施設のこと。	都市計画区域	自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等の状況及び将来を勘案し、一定の都市として総合的に整備・開発、保全する区域のこと。本市は全域にわたる。	都市計画制度	都市計画法等に基づいて定める「まちづくりのルール」のこと。都市計画制度を組み合わせて適用することで、地域の実情に応じたルールを定めることができる。	交付		集合交通	利用者を設定せず、一度に複数の利用者を輸送する交通手段のこと。	ユニバーサルデザイン	年齢や性別、障害、収入の能力にかかわらず、はじめてでもできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本人、人間本位の考え方に立ち、快適な環境とするようデザインすること。
用語	解 説																																																																
あり																																																																	
オープンスペース	都市における公園や緑地、河川、河川敷、農有地の空地部分等、建築物に覆われていない空間のこと。																																																																
地区	市域を構成する単位で、地図に画かれた一区域のこと。																																																																
クラスター (延焼連帯共同体)	延焼防御が起きた場合、運命を共にする建築物のこと。クラスター内の建物から1軒でも出火しそのまま放置した場合、クラスター内の建物全てが燃え広がる恐れがある。																																																																
グリーンインフラストラクチャー	社会資本整備や土地利用等に於いて、みどりが有する多様な機能を活かし、持続可能な都市づくりを支えるもの。																																																																
集積の事前検証	民間事業者が行う建築物等の行為や公共施設が行う空間づくりについて、本市の集積計画に照らしたものであるかを検証すること。																																																																
集積まちづくり	自分たちのまちの集積の能力を高め、良質な資産として次世代に預けるように、本市の集積を維持・継承・改善するための様々な取組を行うこと。また、集積まちづくりは、現在の良質な集積を大事に保全することだけでなく、新たに、新たな集積をつくりだすことも含む。清掃や緑化等、日々の暮らしに根ざした、まちの集積を支えるための活動も集積まちづくりに含む。																																																																
集積地	住宅地の集積や商業地の利便性を確保、促進するために建築物の敷地や位置、用途、形態、密度等の標準について、区域内土地所有者等の合意の合意により設定される類型。																																																																
個別計画	本計画の個別計画の策定に当たってつくられた計画のこと。法令等によって策定の義務付けや策定が定められている。																																																																
交付																																																																	
サイクルアンドバスライド	目的地の途中のバス停まで自転車を利用し、バス停までの周辺の自転車専用道に自転車を利用し、バスに乗り換えて目的地に行くためのバス利用者専用自転車駐輪場のこと。																																																																
市街化区域	既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街地を築く区域のこと。																																																																
市街化調整区域	市街化を抑制する区域のこと。無秩序にまちが広がるように、一定のルールに基づいて建築物の建ぺい率等を制限している。																																																																
自然環境評価調査	都市開発が市内全域にどのような影響を及ぼすかを調査し、自然環境がどのようなものかを評価するために、地域の専門家や市民の力を借りて行う調査のこと。																																																																
市民緑地	都市緑地法に基づき、土地所有者や人工地盤、建築物等の所有者と行政が協力を継続し、地域の人が利用できる緑地や緑化施設を公営している場所のこと。																																																																
用 語	解 説																																																																
住宅改善	個別の建築物について、耐震化や不燃化、バリアフリー化による改善を行うこと。																																																																
人口集中地区（OD）	国勢調査の基本単位区等を基準単位として、原則として人口密度が1平方キロメートルあたり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境界内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域のこと。（OD(Osaka District)）																																																																
セーフティネット	経済的な危機等に陥った場合、被災者の安全を保障する社会的な制度や対策のこと。																																																																
たけ																																																																	
地域包括ケア実証調査	町内ごとに地域に対する危機性を把握し、防災都市づくりを中心とした長期的な防災対策を進めるための実証調査。本市では、平成21年（2009年）に「建築物の耐震化調査」「火災危険調査」「道路耐震調査（緊急輸送路）」「地区の防災調査」の4項目について調査を実施。																																																																
地区計画	都市計画法に基づく地区計画（市街地を構成する単位）の「まちづくりのルール」で、地区の特性やまちづくりの目標に応じて、住居形成のルール、道路や公園等の地区施設の配置、建築物の用途、建ぺい率、容積率、建築物の高さ等を定めること。																																																																
定住人口	本市の常住人口に本市への流入人口と本市からの流出人口を加減して算出した人口のこと。																																																																
特別緑地保全地区	都市計画法第12条に基づき、市街化の無秩序な拡大の防止に資する緑地や都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、風致または景観が保たれている緑地、動植物の生育・生育地となる緑地等の保全を図ることを目的とし、都市計画区域を編成される地域地区。																																																																
都市機能	生活サービス施設全般のこと。食料品等の店舗や保育園、公園等の日常生活に必要な施設のこと。図書館や映画館等の生活を楽しむための施設等がある。																																																																
都市基盤	道路、河川や鉄道、河川、下水処理、エネルギー供給施設、通信施設等の生活・産業基盤や学校、病院、公園等の公共施設のこと。																																																																
都市計画区域	自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等の状況及び将来を勘案し、一定の都市として総合的に整備・開発、保全する区域のこと。本市は全域にわたる。																																																																
都市計画制度	都市計画法等に基づいて定める「まちづくりのルール」のこと。都市計画制度を組み合わせて適用することで、地域の実情に応じたルールを定めることができる。																																																																
交付																																																																	
集合交通	利用者を設定せず、一度に複数の利用者を輸送する交通手段のこと。																																																																
ユニバーサルデザイン	年齢や性別、障害、収入の能力にかかわらず、はじめてでもできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本人、人間本位の考え方に立ち、快適な環境とするようデザインすること。																																																																

(意見48)

【P6 第5章のフォント】

他章と同様に白抜きのフォントで。カラー印刷が原因かも知れませんが、違和感がある？

(市の考え方)

他章と表現を合わせます。

◆修正部分の対照表

修正後	修正前
(6 ページ)	(6 ページ)
第5章 推進方策	第5章 推進方策

(意見 49)

【P9 都市の成り立ち】

「7番目に小さな都市です」とあるが「13番目の都市です。」で可。小さい都市を強調したいのですか？同様に文末の人口密度についても、「県内〇位」で可。

(市の考え方)

本市は他市と比較して、面積が小さく、人口が多いのが特徴です。そのため、「7番目に小さな都市」と記載しています。

また、人口密度については、高層建物が多い他都市と本市とでは環境や特徴が異なり比較が難しい事より、環境や特徴が近い近隣市町と比較した記載をしています。

(意見 50)

【P10とP61 主な取組表中の文】

サイクルアンドバスライドの説明が脚注と重複。橋梁耐震工事の「ツインウェイヴ等」の説明が無い。

(市の考え方)

ご意見を踏まえて、サイクルアンドバスライドの「(バス利用者専用自転車駐車場)」を削除します。また、「ツインウェイヴ等」は例示として記載していますが、誤解を招く恐れもある事から、記載を削除します。

◆修正部分の対照表

修 正 後	修 正 前
(10ページ) ・ 自転車走行空間の整備、サイクルアンドバスライド____の整備を推進 省略 ・ _____ ^{りょう} 橋梁の耐震補強工事 (市内14箇所) の実施	(10ページ) ・ 自転車走行空間の整備、サイクルアンドバスライド* <u>(バス利用者専用自転車駐車場)</u> の整備を推進 省略 ・ <u>ツインウェイヴ等</u> ^{りょう} の橋梁の耐震補強工事 (市内14箇所) の実施

(意見 51)

【P63 生物多様性戦略】

正式名称である「生物多様性ちがさき戦略」(P4)を記載のこと。

(市の考え方)

生物多様性基本法(平成20年法律第58号)第13条に基づく「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画」として位置付けたことを示すため、「生物

多様性地域戦略」と表記しています。なお、「生物多様性ちがさき戦略」は本市の計画としての名になります。

■パブリックコメントの制度、手続きに関する意見（４件）

（意見５２）

- ・当パブコメの説明会は、実施しないのですか。当市議会で市から実施する回答があったと思うし、実施すれば理解も増すと思うし、パブコメのＰＲ（啓発）・情報公開にもなると思う。
- ・昨年度より市政モニター制度が廃止され、その影響か昨年度パブコメ応募１件というのもありました。今年度も２・３件と言うのが多かったと思う。応募者が非常に減っているように思うのでその対策を考えてパブコメを実施して欲しい。
- ・市はパブコメ概略版を作ると言っていましたが、昨・今年度も発行したものは非常に少なかったと思う。作れば分かりやすさも増し応募者も増えると思う。また、タウン誌にも時々パブコメ関連記事が掲載される時もあります。簡潔で分かりやすく感じます。そのような資料を概略版と併せて発行できないでしょうか。
- ・今回のパブコメも、もっとＰＲ（啓発）して頂けなかったでしょうか。私も含め多くの市民が知らずに、分からずに終わってしまいそうな気がした。

（市の考え方）

- ・説明会は、３月１０日、１４～１６日の計４回（平日夜２回、土日２回）実施しました。また、パブリックコメント及び説明会の周知については、市ホームページや広報紙、まちぢから協議会連絡会定例会等で周知を図りました。
- ・パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとした市の基本的な政策等に対して、市民の皆さまからご意見をいただける重要な市民参加の機会であると認識しています。より多くの市民の皆さまに知っていただけるよう、実施にあたっては市政情報コーナーのほか、市広報紙やホームページ、広報掲示板、公共施設への掲示に加え、市役所内デジタルサイネージの活用、まちぢから協議会連絡会を通しての周知等、様々な媒体や手法を組み合わせながら周知しているところです。市政モニター制度は廃止となりましたが、いっそうの周知による補完に努めています。パブリックコメント手続をはじめとした市民参加の方法の実施にあたっては、案件に応じて組み合わせるなど、参加の機会を幅広く提供することで充実を図るとともに、引き続き積極的な周知に取り組めます。
- ・パブリックコメント手続を実施する際の資料については、素案や関係資料が相当量に及ぶ場合、概要版を作成するなど、案件に応じて意見を提出しやすい環境づくりに配慮することとしています。しかしながら、本プランの改定にあたっては、パブリックコメントでは省略できる部分が少量であったため概要版を作成しませんでした。今後とも、パブリックコメント手続の実施にあたりましては、市民の皆さまにわかりやすい資料の作成に努めてまいります。

（意見 5 3）

- ・ 当パブコメは市広報にも分かりやすく掲載され、説明会も実施し高く評価する反面、広報（3月1日号）が自治会から届いたのは3月1日です。ですから掲載時期を十分配慮して実施して欲しい。
- ・ ですから3月1日号の広報が着く前に書いた部分（意見1等）もあります。
- ・ 自治会未加入者の周知・啓発は 広報配布は？と思う。

（市の考え方）

広報紙の配布より4日早くパブリックコメントの実施を開始しましたが、開始の2週間前よりホームページ等でパブリックコメントの予告をするとともに、広報紙の配布後よりパブリックコメントの終了まで約1ヶ月の期間があることから、支障ないと判断いたしました。今後、パブリックコメントを実施する際は掲載時期を十分配慮し実施いたします。

また、自治会未加入者への周知・啓発については、ホームページの掲載とともに、広報掲示板やまちぢから協議会連絡会定例会等で周知を行っており、説明会では広報紙以外から情報を得て参加された方もおりました。

（意見 5 4）

「2-1 茅ヶ崎の現状」で「市民参加より」とありますが、もっと充実させて、たとえばもっと多くの人に参加してとか、十分な啓発（PR）してからとか、もっと多くの人からアンケートに応募してもらうとか。でないと市民参加も意味がないしそもそも（意見2記）役割分担を優先し過ぎてはいないか。基礎がしっかりしてなければ（計画の）意味がなくなる。

（意見 5 5）

「役割分担をもって推進」とありますが、アンケートを始め市民の声から反映させている記述もあります。もっと十分にアンケートをはじめ市民の声をまとめた上でのマスタープランであって欲しい。

（市の考え）

今回の改定では、市民討議会やまちぢから協議会等との意見交換会、転入者へのヒアリング等を実施し、学識経験者や関係行政機関、公募による市民からなる「茅ヶ崎市都市マスタープラン策定委員会」により、7回の審議を行い、改定作業を行いました。

パブリックコメント手続をはじめとした市民参加の方法の実施にあたっては、案件に応じて組み合わせて実施する等、参加の機会を幅広く提供することで充実を図るとともに、引き続き積極的な周知に取り組みます。

■その他4件のご意見をいただきました。